

自主的避難等対象区域（郡山市）から平成24年4月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内に避難した後、平成25年8月に県外に避難した申立人ら（母、未成年の子）について、平成25年8月の県外避難も含めて原発事故と相当因果関係があるものと認め、各避難費用（交通費、宿泊費、引越費用、一時立入費用）、生活費増加費用（家財道具購入）、避難雑費（平成24年4月から平成27年3月まで）及び検査費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- (1) 避難費用（交通費）
（平成24年4月1日～平成25年8月末日）
- (2) 避難費用（宿泊費）
（平成25年7月1日～平成25年8月末日）
- (3) 避難費用（引越費用）
（平成25年7月1日～平成25年8月末日）
- (4) 避難費用（一時立入費用）
（平成25年8月1日～平成27年3月末日）
- (5) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
（平成25年7月1日～平成27年3月末日）
- (6) 検査費用
（平成27年2月1日～令和3年12月末日）
- (7) 避難雑費
（平成24年4月1日～平成27年3月末日）

以上

2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,482,350円の支払義務があることを認める。

【内訳】

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 避難費用（交通費） | 69,600円 |
| (2) 避難費用（宿泊費） | 86,850円 |

(3)	避難費用 (引越費用)	27,800円
(4)	避難費用 (一時立入費用)	787,200円
(5)	生活費増加費用 (家財道具購入費用)	75,000円
(6)	検査費用	25,900円
(7)	避難雑費	410,000円

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1に掲げる損害項目(同項の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年7月15日

(仲介委員 脇 奈穂子)